

令和元年度第12回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年3月5日(木) 午後1時30分から午後 時 分

2. 開催場所 みよしまちづくりセンター ペペらホール

3. 出席委員(19人)

1番 有重 貢	2番 池本 秀雄	3番 上田 憲昭	4番 大前 万寿美
5番 近藤 幸恵	6番 田村 弘文	7番 寺重 茂晴	8番 西田 峯雄
9番 橋本 正二	10番 橋本 洋資	11番 林 敏明	12番 平尾 敏之
13番 平田 真一	14番 廣瀬 勝秀	15番 福田 博之	16番 藤川 範雄
17番 箕田 英紀	18番 向井 泰治	19番 桃田 義文	

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

報告第45号 利用権の終了(農用地利用集積計画)
報告第46号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)
報告第47号 非農地証明願承認
報告第48号 農地転用(農業用施設)届出
議案第62号 農地法第3条
議案第63号 農地法第4条第1項
議案第64号 農地法第5条第1項
議案第65号 農用地利用集積計画
議案第66号 令和2年度農作業労賃等標準額(案)情報
議案第67号 三次市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱(案)

6. 農業委員会事務局職員

長谷川主任 新家専門員

7. 会議の概要

主 任 只今から、令和元年度第12回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(橋本会長 あいさつ)

主 任 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。

議 長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は19人です。よって、総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、桃田委員、池本委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和元年度第12回三次市農業委員会総会を開会します。

本日の日程について、事務局から説明を求めます。

主 任 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第 45 号から報告第 48 号までの 4 件です。

議案が、議案第 62 号から議案第 68 号までの 7 議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 議事日程に従い、報告第 45 号から報告第 48 号について事務局から順次説明を求めます。

主 任 報告第 45 号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について 15 件ご報告いたします。

内容は、2 月 10 日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。詳細については、議案書の 1 ページから 4 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第 46 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について 8 件ご報告いたします。

内容は、2 月 10 日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。詳細については、議案書の 5 ページから 10 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告 47 号「非農地証明願承認」について 2 件ご報告いたします。

申請番号 23 土地の所在が、西酒屋町_____，現況地目は、原野で、面積が 350 m²，申請人が、東広島市西条町御菌宇_____，●●●●さん，非農地となった理由は、年月日不詳にて耕作放棄，原野化し現在に至っています。

申請番号 24 土地の所在が、甲奴町梶田_____，ほか 3 筆，現況地目は、すべて原野で、面積の合計が 3,801 m²，申請人が、三良坂町三良坂_____，●●●●さん，非農地となった理由は、年月日不詳にて耕作放棄，原野化し現在に至っています。

報告 48 号「農地転用（農業用施設）届出」について 1 件ご報告いたします。

申請番号 7 土地の所在が、十日市南_____，地目は田で、面積が 2,626 m²の内 111.6 m²，届出人が、十日市中_____，●●●●さん，転用目的は、農機具置場の整備です。報告については以上です。

議 長 報告第 45 号から報告第 48 号を報告いたしました。

報告 4 件について、質問があればどうぞ。

(質疑なし)

議 長 議案第 62 号「農地法第 3 条」について事務局から、順次説明を求めます。

主 任 議案第 62 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 15 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 94 土地の所在が、甲奴町本郷_____，地目は田で、面積が 793 m²，譲渡人が、福山市南蔵王町_____，●●●●さん，譲受人が、甲奴町本郷_____，●●●●さん，経営状況は、譲受人 2,430 m²，申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該

当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲渡人は福山市に住まれ、耕作が年々難しくなっていたところ、農地の前側に譲受人宅があり、話がまとまりました。譲受人は必要な農機具を計画的に揃えられ、周辺農地への影響もありません。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 94 を決めます。
次に申請番号 95 の説明を求めます。

主任 申請番号 95 土地の所在が、布野町下布野_____ほか 3 筆、現況地目は、田が 3 筆で、3,185 m²、雑種地が 1 筆で、123 m²、面積の合計が、3,308 m²、譲渡人が、安芸郡府中町浜田_____, ●●●●さん、譲受人が、布野町下布野_____, ●●●●さん、譲受人は新規営農、申請内容は双方の要望による所有権移転です。
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

4 番 譲渡人は、市外に住まれ、今後も帰られる予定はなく、全ての土地を手放される予定です。譲受人は、譲受人のお父さんと共に申請農地で農業をされてきました。譲受人は高齢ではありますが、子ども共に農業をされていきます。問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 95 を決めます。
次に申請番号 96 の説明を求めます。

主任 申請番号 96 土地の所在が、西酒屋町_____, 地目は畑で、面積が 358 m²、譲渡人が、西酒屋町_____, ●●●●さん、譲受人が、西酒屋町_____, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 8,830 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 譲受人は、3 年前に定年退職され、農業をされています。申請農地が譲受人宅近くにあることから、経営拡大のため取得されることとなりました。審議のほどよろしく

お願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 96 を決めます。

次に申請番号 97 の説明を求めます。

主任 申請番号 97 土地の所在が、三次町_____, ほか 1 筆、地目はすべて田で、面積の合計が 1,018 m²、譲渡人が、三次町_____, ●●●●さん、譲受人が、三次町_____, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 29,728 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 譲受人は、申請地を利用権設定で耕作されていました。利用権設定の終了に伴い農地を取得されるものです。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 97 を決めます。

次に申請番号 98 の説明を求めます。

主任 申請番号 98 土地の所在が、下志和地町_____, 地目は畑で、面積が 106 m²、譲渡人が、広島市中区大手町_____, ●●●●さん、譲受人が、下志和地町_____, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 6,930 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 譲渡人は広島市に住まれ管理ができないため、地元の方に預けていたのですが、この度返還されることとなり、譲渡先を探されていたところ、譲受人が近隣に住まれており譲り受けてもよいと話がまとまりました。譲受人は農業をされており、機械の保有状況も問題ありません。また、周辺農地への影響もありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 98 を決めます。
次に申請番号 99 の説明を求めます。

主 任 申請番号 99 土地の所在が、西酒屋町_____, 地目は畑で、面積が 561 m², 譲渡人が、西酒屋町_____, ●●●●さん, 譲受人が、西酒屋町_____, ●●●●さん, 経営状況は、本申請地を合わせて、譲受人 1,480 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 申請者は隣同士で、譲渡人が高齢になられたため、譲受人が耕作されてきました。この度話がまとまり譲受人へ譲渡されるものです。近隣への問題はありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 99 を決めます。
次に申請番号 100 の説明を求めます。

主 任 申請番号 100 土地の所在が、志幸町_____, ほか 1 筆, 地目は、すべて田で、面積の合計が 3,349 m², 譲渡人が、広島市佐伯区利松_____, ●●●●さん, 譲受人が、志幸町_____, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 22,924 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

9 番 譲渡人は高齢で遠方に住まわれています。譲受人は申請地を長年にわたり耕作されており、後継者もおられます。問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 100 を決めます。
次に申請番号 101 の説明を求めます。

主 任 申請番号 101 土地の所在が、四拾貫町_____, ほか 3 筆, 地目は、すべて田で、面積の合計が 2,949 m², 譲渡人が、四拾貫町_____, ●●●●さん, 譲受人が、庄

原市中本町_____, ●●●●さん, 経営状況は, 譲受人 29, 830.1 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお, 本件は, 別紙農地法第3条調査書のとおり, 農地法第3条第2項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は, 譲渡人が耕作不便なため自己保全管理のみとなっていました。この度譲受人と話がまとまりました。譲受人は果樹を栽培されます。問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め, 申請番号 101 を決めます。
次に申請番号 102 の説明を求めます。

主 任 申請番号 102 土地の所在が, 甲奴町小童_____, 地目は田で, 面積が 1,888 m², 譲渡人が, 甲奴町小童_____, ●●●●さん, 譲受人が, 甲奴町小童_____, ●●●●さん, 経営状況は, 譲受人 5,108 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお, 本件は, 別紙農地法第3条調査書のとおり, 農地法第3条第2項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 申請地は譲渡人宅から離れており, 譲受人宅のすぐ近くにあることから, 譲受人が規模拡大を考えていたため話がまとまりました。譲受人の機械の保有状況は問題ありません。周辺への影響もありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め, 申請番号 102 を決めます。
次に申請番号 103 の説明を求めます。

主 任 申請番号 103 土地の所在が, 大田幸町_____, 地目は田で, 面積が 2,004 m², 譲渡人が, 広島市安佐北区落合南_____, ●●●●さん, 譲受人が, 大田幸町_____, 農事組合法人 ●●●●, 経営状況は, 譲受人 262,674 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお, 本件は, 別紙農地法第3条調査書のとおり, 農地法第3条第2項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

9番 譲渡人は高齢で遠方に住まわれています。譲受人は長く申請地を耕作されています。問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 103 を決めます。
次に申請番号 104 の説明を求めます。

主任 申請番号 104 土地の所在が、甲奴町小童_____，ほか 2 筆，地目はすべて田で，面積の合計が 3,213 m²，譲渡人が，広島市佐伯区楽々園_____，●●●●さん，譲受人が，甲奴町宇賀_____，●●●●さん，経営状況は，譲受人 24,008 m²，申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお，本件は，別紙農地法第 3 条調査書のとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

6番 譲渡人は広島市に住まわれています。申請地は以前から譲受人が利用権設定で耕作されていました。譲渡人は規模縮小を考えられていました。譲受人は菊，水稻の専業農家です。周辺への影響もありません。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 104 を決めます。
次に申請番号 105 の説明を求めます。

主任 申請番号 105 土地の所在が，三原町_____，ほか 5 筆，地目はすべて田で，面積の合計が 7,959 m²，譲渡人が，布野町上布野_____，●●●●さん，譲受人が，静岡県御殿場市川島田_____，●●●●さん，譲受人は新規営農，申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお，本件は，別紙農地法第 3 条調査書のとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

2番 申請者は新規就農ですが，今まで耕作されていた方の指導や，農家である従業員と共に耕作されます。農機具はこれから揃えていけます。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 105 を決めます。
次に申請番号 106 の説明を求めます。

主任 申請番号 106 土地の所在が、布野町上布野_____, 地目は田で、面積が 748 m², 譲渡人が、布野町上布野_____, ●●●●さん, 譲受人が、布野町上布野_____, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 12,007 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

4 番 譲渡人は酪農を中心に農業をされてきましたが、体調を崩され、家庭菜園と近隣農家のヘルパーだけとなっています。申請地は、3 年前から譲受人に作ってもらっています。譲受人は不在地主の農地を含めすべての経営農地を耕作されています。問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 106 を決めます。
次に申請番号 107 の説明を求めます。

主任 申請番号 107 土地の所在が、山家町_____, 地目は田で、面積が 2,814 m², 譲渡人が、山家町_____, ●●●●さん, 譲受人が、作木町大山_____, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 83,069 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

5 番 譲渡人は高齢で体調を崩され、耕作面積の縮小を希望され、申請地を以前から借り受けて耕作されている譲渡人へ譲渡することとなりました。周辺農地も借り受けて営農されています。農業上の問題はないものと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 107 を決めます。
申請番号 108 は、有重委員に関する議案です。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、有重委員は議事に参与できませんので、退席をお願いします。

(有重委員退席)

議長 申請番号 108 について、事務局から説明を求めます。

主任 申請番号 108 土地の所在が、吉舎町吉舎川之内_____, 地目は田で、面積が 973 m², 譲渡人が、広島市安佐北区亀山西_____, ●●●●さん, 譲受人が、吉舎町辻_____, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 31,114.3 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 譲渡人は広島市に住まれ高齢で耕作できないため、数年前から譲受人が耕作されてきました。周辺農地は譲受人が全て耕作されており、農業用機械もすべて保有されており大型農家です。本件権利移動によって周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 108 を決めます。
それでは、有重委員に入室いただいでください。

(有重委員着席)

議長 申請番号 108 は、異議なしと決したことを報告します。

議案第 62 号「農地法第 3 条」については、申請番号 94 から申請番号 108 までを異議なしと決めます。

議案第 63 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

主任 議案第 63 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 2 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 54 土地の所在が、下川立町_____, 地目は畑で、面積が 171 m², 申請人が、下川立町_____, ●●●●さん, 申請内容は、宅地拡張です。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されます。周辺はすべて第 1 種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して配置されるもの」として、第 1 種農地の不許可の例外に該当します。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 本申請は宅地拡張し、駐車場 3 区画及び農機具置場とされるものです。土砂の流出、排水対策、周辺農地への影響は問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありますか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 54 は許可妥当として処理諮問いたします。
次に申請番号 55 の説明を求めます。

主 任 申請番号 55 土地の所在が、三良坂町仁賀_____、ほか 1 筆、現況地目は、すべて畑で、面積の合計が、30,182 m²の内 1,641 m²、申請人が、庄原市木戸町_____、●●●●さん、申請内容は、農地改良を目的とする一時転用です。

申請地は、農振農用地区域内にある農地です。当該事業の実施に当たり、やむなく一時転用を行うものです。

農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地等を供することが必要であると認められる場合」として、農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当します。以上です。

議 長 地元委員の意見はありますか。

16 番 本件は、昨年 5 月に一時転用申請がされ完了している案件です。前回不十分であった部分について農地改良を行うため一時転用申請を行うものです。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありますか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第 63 号「農地法第 4 条第 1 項」について、申請番号 55 を異議なしと決し、申請番号 54 を許可妥当として処理諮問します。

議案第 64 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

主 任 議案第 64 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 9 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

申請番号 112 申請番号 112 は保留とします。理由は、現地確認の際、土地利用計画等に関する十分な説明が得られなかったためです。

議 長 次に申請番号 113 の説明を求めます。

主 任 申請番号 113 土地の所在が、布野町下布野_____、ほか 1 筆、現況地目は、畑が 1 筆で 43 m²、雑種地が 1 筆で 321 m²、面積の合計が 364 m²、譲渡人が、安芸郡府中町浜田_____、●●●●さん、譲受人が、布野町下布野_____、●●●●さん、

申請内容は、農家住宅の宅地拡張及び倉庫の建築です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

4番 譲渡人の生活基盤は市外にあり、今後も帰られる予定はないため譲渡すものですが、譲渡人のお父さんが生前に倉庫の建築等転用されていたため、顛末書が提出されています。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号113を決めます。

申請番号114と申請番号115は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

主 任 申請番号114、115 申請番号114と申請番号115は保留とします。

理由は、地元委員、推進員による現地確認の結果、下流農地の保全のため、雨水の流末処理について再検討を要すると認められたためです。

議 長 次に申請番号116の説明を求めます。

主 任 申請番号116 土地の所在が、三和町敷名_____, 地目は畑で、面積が397㎡、貸主が、三和町敷名_____, ●●●●さん、借主が、広島市安佐南区中筋_____, ●●●●さん、申請内容は、一般住宅の建築です。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。周辺はすべて第1種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して配置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19番 申請者は親子になります。申請地は不作付地で、今後も耕作の予定はなく、他に適当な土地がないことから選定されたものです。譲受人は後継者としてUターンされます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号116は許可妥当として処理諮問いたします。

次に申請番号117の説明を求めます。

主 任 申請番号 117 土地の所在が、畠敷町_____, 地目は田で、面積が 1,465 m², 譲渡人が、四拾貫町_____, ●●●●さん, 譲受人が、三次町_____, 株式会社 ●●●●, 申請内容は、建売住宅の建築です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 譲受人が 6 棟の建売住宅を建築されるものです。排水路は用水路となっているため、水利組合、関係地主の承諾を受けています。周辺への影響はありません。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 117 を決めます。
次に申請番号 118 の説明を求めます。

主 任 申請番号 118 土地の所在が、作木町森山西_____, 地目は畑で、面積が 628 m², 譲渡人が、作木町森山西_____, ●●●●さん, 譲受人が、南畑敷町_____, ●●●●さん, 申請内容は、一般住宅の建築です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 申請者は親子です。譲受人が後継者として住宅を建築されるものです。実家は急傾斜地域にあるため、申請地を選択されたものです。他に影響はありません。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 118 を決めます。
次に申請番号 119 の説明を求めます。

主 任 申請番号 119 土地の所在が、吉舎町敷地_____, ほか 1 筆, 地目はすべて田で、面積の合計が 2,355 m², 譲渡人が、吉舎町敷地_____, ●●●●さん, 譲受人が、山口県岩国市麻里布町_____, 株式会社 ●●●●, 申請内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画変更認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 申請地は水の便が悪く、何年も耕作されていませんでした。隣接農地は耕作されておらず、影響はありません。防草対策は防草シートを敷設されます。排水対策は問題ありません。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 119 を決めます。
次に申請番号 120 の説明を求めます。

主 任 申請番号 120 土地の所在が、三原町_____，ほか 1 筆，現況地目は，田が 1 筆で，276 m²，宅地が 1 筆で，1,336 m²，面積の合計が 1,612 m²，譲渡人が，布野町上布野_____，●●●●さん，譲受人が，愛知県御殿場市川島田_____，有限会社●●●●，申請内容は，倉庫及び駐車場の整備です。
申請地は，農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから，第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 譲受人は運送業を営まれ，トラックの駐車場と，荷物の仮置き場として活用されます。一部転用されているため，始末書が提出されています。

議 長 これに対し異議はありませんか。

13 番 議案第 62 号の申請番号 105 と同一住所ですが，関係を教えてください。

2 番 ●●●●さんは，有限会社●●●●の経営者です。

議 長 他にありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数，異議なしと決めます。
議案第 64 号「農地法第 5 条第 1 項」について，申請番号 113，申請番号 117 から申請番号 120 を異議なしと決し，申請番号 116 を許可妥当として処理諮問します。
また，申請番号 112，申請番号 114 及び申請番号 115 は保留とします。

議 長 議案第 65 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 65 号「農用地利用集積計画」について，ご説明申し上げます。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により，農用地利用集積計画を策定したので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

194 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。
農地中間管理権の取得を伴わない賃借権設定が、316 件で 1,227,838.57 m²です。
各申請については、22 ページから 193 ページに掲載しておりますので、ご一読をお願いします。以上です。

議 長 質疑はありませんか。

～審議～

議 長 それでは、議案第 65 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。
議案第 65 号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。
議案第 66 号「令和 2 年度農作業労賃等標準額（案）情報」について事務局から説明を求めます。

主 任 議案第 66 号「令和 2 年度農作業労賃等標準額（案）情報」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
本件は、農地法第 52 条の規定に基づき、「令和 2 年度農作業労賃等標準額」を定めるとともにこの情報を提供しようとするものです。令和 2 年度について近隣他市町や農協等関係団体の動向を調査したところ、その多くが、昨年 10 月の消費税増税分の反映に留める計画でした。本案は、消費税増税以外に大きな社会変動がないと認められるため、本年度の標準額を基本とし、近隣他市町や農協等関係団体との比較や消費税増税等を加味して調整し、役員会でご協議いただき作成したものです。説明は以上です。

議 長 質疑はありませんか。

8 番 代かきと、代かき（荒かきと荒かきしたもの）として別に表記されているのは、違いは何でしょうか。

主 任 1 回の作業で荒かきと代かきを続けて行うか、荒かきと代かきを別の日に行うかの違いです。

9 番 先般も話のあったドローンを使った作業の情報がありますか。

主 任 前回お話した後も調査をしましたが、農機具販売会社等以外でドローンを所有され幅広く作業を請け負われているという案件が少ないため、農業委員会として目安を提供する段階にはないと考えています。

7 番 草刈作業は、時間単価となっておりますが面積ではないのですか。

主 任 調査を行った集落法人、団体等では、時間で設定されていると回答されるところが

多いために、時間単位で情報提供しています。

議長 それでは、議案第 66 号「令和 2 年度農作業労賃等標準額（案）情報」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 66 号「令和 2 年度農作業労賃等標準額（案）情報」について、承認することに決めます。

議案第 67 号「三次市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱（案）」について事務局から説明を求めます。

主任 議案第 67 号「三次市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

任期切れに伴い、農地利用最適化推進委員の募集を行ったところ、定数 29 名に対し 31 名の申し込みがありました。

農地利用最適化推進委員候補者選考委員会では、推薦応募のあった皆さんについて書類審査を行うとともに、必要に応じて面接を実施して評価、選考を行い、別紙「委嘱予定候補者一覧表」のとおり、候補者として 29 名を選定しました。

なお、委嘱すべき推進委員については、混乱を避けるため、農業委員を含めて全容が確定してから一斉に通知したいと思いますので、別紙「委嘱予定候補者一覧表」については、本日総会終了後に回収させていただきます。説明は以上です。

議長 質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 それでは、議案第 67 号「三次市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱（案）」について、別紙「委嘱予定候補者一覧表」の「委嘱予定候補者」29 名を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 67 号「三次市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱（案）」について、承認することに決めます。なお、別紙「委嘱予定候補者一覧表」については、混乱を避けるため総会終了後回収いたします。

以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。

事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

（一般報告・協議事項）

委員の皆様から何かございますか。

（協議事項）

以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

主 任 次回は、3月30日（月）午後1時30分から、三次市役所6階601会議室で総会を開催する予定です。

以上で令和元年度第12回農業委員会総会を終了します。